

第28回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和2年11月26日(木) 16:00~16:17

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただいまから、第28回目の新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議を開催いたします。

本日の手話通訳者は、「障害福祉課 手話通訳者 山上 美紀(やまがみ みき)さん」と「障害福祉課 主査 長尾 和歌子(ながお わかこ)さん」のお二方です。

はじめに、「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部の対応状況」について、統括調整部長から説明があります。

○貝守統括調整部長

危機対策本部の対応状況の資料をご覧ください。本日の開催趣旨でございますが、「全国的な新型コロナウイルス感染症患者の増加等を踏まえた、感染拡大防止のための取組の確認」でございます。

2番目の発生状況等については、この後、健康福祉部の方から説明があります。

この資料についての説明は以上です。

○坂本危機管理局次長

「感染症の状況等」につきまして、健康福祉部長から説明がございます。

○有賀健康福祉部長

それでは健康福祉部の資料をご覧ください。

県内の現在の状況でございますけれども、これまでに判明した感染者が計285名、現在入院中の感染者が15名、宿泊療養施設利用者はゼロ、自宅療養者もゼロとなっております。

検査の状況、相談センターの相談件数等につきましてはご覧のとおりです。

別紙の方でも詳細に書いております。

もう一枚お捲りください。「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザの同時流行に備えた体制への移行について」というものでございます。今までは、新型コロナウイルス感染症が疑われる発熱等の症状がある方は、「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談して、必要に応じて帰国者・接触者外来に繋ぐということによっておりましたけれども、12月1日からは、発熱等の症状がある方については、まずかかりつけ医に、かかりつけ医がいない方については「県コールセンター」に電話相談をして、必要に応じて診療・検査医療機関で診療・検査を受けるという、このような体制に移行することとしております。この件につきましては、関係医療機関含む関係者に加え、現在、県民の皆様への周知を図っているところでございます。以上です。

○坂本危機管理局次長

本日、オブザーバーとして出席している大西青森県感染症対策コーディネーターから「10月12日以降の感染症患者」につきまして説明がございます。

○大西青森県感染症対策コーディネーター

私の方からは、「10月12日以降の感染症患者(関連別)」という資料でご説明したいと思っております。10月12日以降は感染症の総数が248名ということでして、そのうち大部分が弘前保健所管内の飲食店クラスターで起こっております。この緑色の図がそれにあたります。

まして、一次の陽性者67名、更に57名、三次以上で62名というふうに繋がっていきまして、全体では186名という大きな集団の感染ということになりました。しかし、幸い健康観察を最後の方がもう終わりという時期になりまして、クラスターが次々発生して、これは手に負えないというような状況になるのは避けられまして、結局はこの中では二つのクラスターということで終わります。基本的には封じ込めができたというふうに思っております。これは、県民の皆様の予防行動、また、関係者の多大な努力の賜物であろうかと思っております。ただ、その一方でこの186名以外に、その他各地域で何系統何名というふうに書いてございます。これは、県外関連を除きますと12系統54名が散発的に発生しているという状況で、現在もそれが続いている状況でございます。ですから、こういった散発的な発生、これがまん延という状況にはないと思っておりますけれども、引き続き厳格な感染症対策、また、発症予防対策がこれからも必要で、気の抜けない状況が今後も続くことというふうに考えております。以上です。

○坂本危機管理局次長

ありがとうございました。次に、「Go To イート キャンペーン事業」に関連いたしまして、農林水産部長から報告がでございます。

○坂田農林水産部長

農林水産省食料産業局Go To イートキャンペーン準備室から、11月20日の新型コロナウイルス感染症対策分科会の「分科会から政府への提言」を踏まえ、Go To イートキャンペーンについて、「食事券の発行・販売を一時停止するかどうか」、「既に発行・販売された食事券や付与されたポイントの利用を控える旨を呼び掛けるかどうか」、2点につきまして、県の感染状況を踏まえて判断し、回答をいただきたいとの要請がございました。先般、国から飲食における人数制限の対応について検討するよう要請があり、本県としては、現下の感染状況においては特段の制限を行う状況にない旨、回答したところであり、今回は、前回と感染状況について変化がないことから、関係各部署の意見も踏まえまして、「本県の現時点での感染状況においては、Go To イートキャンペーン事業について、一時停止や利用を控える旨の呼び掛けなどが必要な状況にない。今後、県内の感染が拡大するなど状況に変化があった場合には、本県の感染防止対策と合わせて本県のGo To イートキャンペーンについても制限等の対応について検討する。」と回答をいたします。

○坂本危機管理局次長

ここまでの説明等につきまして、何か質問等ございますでしょうか。よろしいですね。それでは本部長からの指示事項、県民の皆様に向けたメッセージをお願いいたします。

○三村青森県危機対策本部長

まず、指示事項であります。

ただ今、健康福祉部から報告がございましたとおり、弘前保健所管内で発生したクラスターにつきましては、全ての濃厚接触者等について2週間の健康観察期間が終了いたしました。

今般のクラスターの発生は、私ども青森県にとりまして非常に大きな試練となったわけですが、一連の対応を通じて得られた様々な知見を、今後の対策に生かしていただきたいと思っております。

全国的には、依然として感染症患者が増加しており、厳しい状況が続いているものと認識いたします。

各職員にあっては、公私ともに感染防止対策を徹底するとともに、本県からの出張等に当たっては、移動先の状況等を踏まえ適切に対応してください。

そして、年末年始を控え、会食や人の往来など感染リスクを伴う機会が増えることが見込

まれます。

今後とも、ある程度の感染症患者の発生が想定されるところでありますが、そのことが感染の拡大につながらないように、引き続き、緊張感を持って全庁体制で取り組むよう指示いたします。

続いて県民の皆様方にお話しさせていただきます。

弘前保健所管内で発生いたしましたクラスターに起因して多くの感染症患者が発生したところでありますが、昨日25日をもって、全ての濃厚接触者等について2週間の健康観察期間が終了いたしました。

今般のクラスター発生は、青森県にとって大きな試練となりましたが、医療関係者の皆様方、介護・福祉施設等の関係者の皆様方、そして保健所等の関係部署の方々による日夜、必死の努力、御対応、本当に一生懸命やっただきました。これによりまして、クラスターの拡大を基本的には抑え込むことができました。

これまでの間の、関係機関の皆様、そして県民の皆様方の御協力に、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、私から県民の皆様方へ、お知らせと感染防止に係るお願いについてご説明したいと思います。

まず、診療検査体制の変更についてであります。県では、かかりつけ医等の身近な医療機関で新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザを併せて相談・診察・検査等を行うことができるよう、これらが可能な医療機関を「診療・検査医療機関」として指定いたしました。

今までは、帰国者・接触者相談センターに電話相談の上、必要に応じて帰国者・接触者外来において診療・検査を受けていただいておりますが、12月1日からは、発熱等の症状のある方は、まず、「かかりつけ医」に、そして、「かかりつけ医」がない方は、「県コールセンター（0120-123-801）」、この県コールセンターに電話相談していただきまして、必要に応じて診療・検査医療機関での診療検査を受けるシステムになりますので、お間違えのないよう、よろしくお願いいたします。

次に、全国的に「第3波」とも言われる感染拡大が続く中、年末年始を控え、本県における感染防止を図るため、これまでお願いしてきたことも含めまして、私から県民の皆様方に、改めてのお願いとしてお話しさせていただきます。

県民の皆様方には、これまでも感染防止対策に大変御協力いただいていたところであります。心より感謝を申し上げます。

感染防止を図っていくためには、何より、県民の皆様方一人おひとりの取組が基本となります。

まず、県の対処方針に基づく協力要請として、「県民の皆様方」には、繰り返しお願いしておりますが、

- ① 「三密」回避、手洗・手指消毒、咳エチケット、マスクの着用、ソーシャル ディスタンスなど、基本的な感染予防対策を徹底していただくこと
- ② 適切な感染防止策が徹底されていない施設など感染リスクの高い場所への外出は避けていただくこと
- ③ 新型コロナウイルス接触確認アプリ、国がやっております「COCOA」をインストールすることについてお願いいたします。

続いて、「イベント主催者等の皆様方」及び「飲食店を含む事業者の皆様方」に対してでございますが、それぞれ業種別のガイドラインがございます。そのガイドラインに基づく適切な感染防止策を講じていただくことをお願いいたします。

続きまして、年末年始の関係でございますが、全国的に感染が拡大する中、特に年末年始は、忘・新年会など会食の機会や、帰省などによる人の往来が増えることが見込まれるとこ

るであります。

これらの機会における感染リスクを減らすため、

- ① 感染拡大地域への移動は、移動先の感染状況を踏まえた対応をとっていただきますとともに、
- ② 帰省・旅行・初詣等の時期の分散
- ③ 会食は感染リスクを下げながら楽しむ工夫
- ④ 当然ではありますけれども、体調の悪い方は、会食、帰省・旅行、出勤など外出を避け

ていただくこと

こういったことをお願いいたしたいと思います。

続いて、政府からの「5つの場面」の話であります。政府では、『感染リスクが高まる「5つの場面」』として

- ① 飲酒を伴う懇親会等
- ② 大人数や長時間に及ぶ飲食
- ③ マスクなしでの会話
- ④ 狭い空間での共同生活
- ⑤ 居場所の切り替わり

を提示しております。

これらに該当する場面がどこにあるのか、それぞれご確認の上、場面に応じた感染防止策を実践していただくよう、これもお願いをいたします。

続いて、会食の関係でございます。「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」といたしましては、まず、利用者の皆様方につきましては、

- ① 飲酒を伴う場合は、少人数・短時間で、なるべく普段一緒にいる方と、なおかつ、通常の健康対策からもこれはお願いしたいのですけれども、深酒・はしご酒などは控え、適度な酒量で
- ② 箸やコップは使いまわさないこと
- ③ 体調が悪い方は参加しないこと

そして、飲食店の皆様方に対しましては、

- ① 業種別ガイドラインに基づく感染防止策等をお願いしたいと思います。

さらに、全ての場面におきまして、

- ① 基本となるマスク着用や三密回避、換気
- ② 大声を出さない
- ③ 共用施設の清掃・消毒や、手洗いの徹底

などにつきまして、引き続き実施していただきたいと思います。

続きまして、政府からは「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」についても提示されており、これに基づき、寒冷期においても十分な換気を確保することや、適度な保湿を行うことなどについても、よろしくお願いいたします。

次に、誹謗中傷の関係であります。

感染症患者等に対する偏見・誹謗中傷に関して、県では、ネット上の誹謗中傷を防止するため、「STOP！コロナ誹謗中傷」ネット監視チームを設置しネットパトロール等を実施いたしております。

県民の皆様方には、感染症患者等に対する偏見・差別や誹謗中傷等は、厳に慎んでいただくようお願いいたします。

県としては、今後とも、感染防止対策の徹底と、感染症患者が発生した場合の感染拡大防止に全力で取り組んで参ります。

県民の皆様方におかれましては、引き続きの御協力につきまして、よろしくお願い申し上げます。

最後に、G o T o 関係についてお話をさせていただきます。イート事業に関しましては、政

府から食事券の発行・販売の一時停止と、食事券や付与ポイントの利用を控えることについて、都道府県に対して照会があったところです。

また、トラベル事業に関しましては、対象地域のあり方について、現在、政府におきましても議論されているところでございますが、県内の現時点の感染状況に鑑み、青森県におきましては、イート事業、トラベル事業ともに、何らかの制限が必要な状況にはないと考えております。

いずれにいたしましても、GoToキャンペーン事業を利用される県民の皆様方、また、事業に参加される事業者の皆様方におかれましては、十分な感染予防対策を講じた上で、適切に事業を利用していただきたいと思います。

○坂本危機管理局次長

以上を持ちまして、本日の会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。